平成２２年（フ）第７３４号
静岡市駿河区丸子６丁目11番１号
破産者　市川　一昭
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１４号
兵庫県小野市小田町892番地　市住９号
破産者　山畠八惠子
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第６９５号
和歌山市木ノ本159番地　メゾンＭＩ203
破産者　浅間　良信
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４８４号
香川県高松市多賀町２丁目17番１号佐野ビル302号
破産者　頓宮　　環
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１４６号
千葉県木更津市請西１丁目３番32号　とすて夢102号
破産者　齊藤　正子
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第５４号
札幌市厚別区厚別南２丁目23番10号　ホワイトピアひばりが丘Ａ―203、開始決定時の住所北海道日高郡新ひだか町静内ときわ町２丁目46番地３
破産者　藤本　光好
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９５１号
札幌市豊平区平岸４条５丁目４番10―301号
破産者　関寺　恭朗
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５２号
埼玉県比企郡川島町大字平沼96番地
破産者　鹿山　恒久
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２０４１号
横浜市神奈川区反町２丁目16番地５　コーポサトック65号
破産者　熱田　芳弘
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０９４号
横浜市都筑区南山田３―５―19　小泉テラスＤ―２、住民票上の住所横浜市旭区上白根３丁目１番22号
破産者　柴田八重子
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５５６号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地３―６―104
破産者　田中喜一郎
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０１４号
横浜市磯子区杉田４丁目18番４号
破産者　泉原　定幸
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８５号
名古屋市熱田区明野町14番21号、開始決定時の住所名古屋市熱田区神野町１丁目52番地
破産者　津守九三男
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７４号
愛知県愛知郡東郷町春木台１丁目14番地14コーポ春木台103号、開始決定時の住所愛知県愛知郡東郷町北山台４丁目３番地14
破産者　杉山　三四
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３２１号
名古屋市北区中切町字石原820番地の13
破産者　山口　髙志
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１７０号
名古屋市千種区高見２丁目10番４号
破産者　加藤　兼廣
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４８５号
名古屋市緑区久方３丁目４番地　真栄マンション久方104号
破産者　大矢香代子
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部